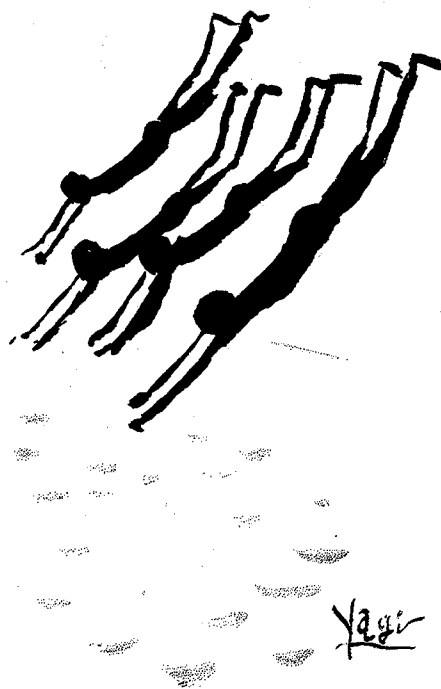


定時制・通信制

「単位制」 高校問題

(「単位制」 20 年にあたって)

— 高校教育「改革」と教育の機会均等 —



経過

1988年に定時制・通信制高校に文部省は「単位制高等学校規定」を定め「単位制」を導入しました。学校教育法の一部「改正」(1989年)による「3年卒業」制と結びつき定時制・通信制に「単位制」高校が広がりました。

日高教定通部は1992年から文部省に対して「単位制」高校の実態を示し「その設置を各教育委員会に強要しない」旨を申し入れし、1994年にはシンポジウムを開催し、生徒が抱えている困難や教職員の勤務実態など具体的に明らかにし、そのまとめを文部省に渡し、現場の実態を把握するよう求めてきました。日高教定通部は2000年、冊子「定時制『単位制』高校の現状と課題」を発行しました。

各自治体では「高校再編整備計画」として「特色化」「活性化」の名のもとに全日制高校と周辺の数校の夜間定時制高校を一緒に募集停止し、新たに「単位制」・総合学科の多部制高校を設置し、さらには通信制高校も併置するといった統廃合・再編がすすめられています。

定時制「単位制」高校設置から20年経過し、各自治体において多部制高校が設置される、あるいは計画される状況にあり、「単位制」と多部制の問題点を明確にして、教育の切り下げを許さず後期中等教育を保障していくための具体的なとりくみを明らかにするためにレポートを作成しました。定時制「単位制」高校問題「素案」としたのは多くの方々のご意見をいただき、今後より適切に定時制「単位制」高校問題に対応する運動と後期中等教育を保障する具体的手立てをあきらかにしたいと願っているからです。

全体構成

I 経済的困難な家庭の急増による定時制・通信制高校の今日的必要性…………… 1	(3) 高等学校学習指導要領上の「主な取扱い」による問題点
1 定時制生徒の実態	3 教育の切り下げにつながる「単位制」高校の制度
(1) 定時制高校への進学者の増加	(1) 「単位制」高校のみに認められる制度
(2) 経済的に困難な生徒	(2) チャレンジ事業
(3) 生徒の労働実態	4 「単位制」高校の問題点
2 経済的困難な家庭がつけられた歴史的背景	5 「単位制」高校についての現場の声
(1) 労働市場の「構造改革」	6 「単位制」高校現場のとりくみ
(2) 雇用破壊・労働法制改悪の歴史的経過	7 「多部制」高校
(3) 福祉切り捨ての歴史的経過	(1) システム
(4) 生活の困窮実態	(2) さまざまな問題・課題
II 今日、様々な特別ニーズを抱えている生徒のための高校の必要性…………… 3	(3) 検証作業
III 高校再編整備と高校入試…………… 3	8 多部制「単位制」高校についての現場の声
1 高校再編整備	(1) 評価する声
2 2009年定時制入試の混乱	(2) 問題点・課題点
IV 定通教育の切り下げ…………… 4	V 定時制「単位制」高校に関する評価…………… 12
1 通信制教育を切り下げるねらいは	資料1：公立定時制高校新卒志願率の推移
2 定時制・通信制高校のみに認められた制度の問題	資料2：県別定時制の授業料減免者率
(1) 技能連携制度	資料3：定時制2009年入試の状況
(2) 定通併修制度	資料4：「単位制」設置状況
	資料5：文部科学省による「定時制・通信制課程」

I 経済的困難な家庭の急増による定時制・通信制高校の今日的必要性

- I 定時制高校は、様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対しての学びの保障の場です。また、通信制高校は全日制高校・定時制高校に通学出来ない生徒にとって後期中等教育を保障する最後の学びの保障の場です。
- II 定時制高校は働きながら学ぶ勤労学生のための学びの場です。
- III 小規模校であり小人数学級である定時制高校が不登校経験、病弱、発達障害、外国籍、学び直しなど様々な特別ニーズを抱え持つ生徒の発達保障の場になっています。
- IV 自治体がすすめる「高校再編整備」によって定時制「単位制」高校・「多部制」高校を新たに設置し、周辺の夜間定時制高校などが統廃合されています。後期中等教育を保障する、生徒の発達保障の場となっている夜間定時制高校の募集定員削減及び一方的な統廃合に反対です。

1 定時制生徒の実態

(1) 定時制高校への進学者の増加

- ① 定時制・通信制高校への中学校新卒志願者数がここ 10 年間増加傾向にある。(資料 1 : P.12)
- ② 授業料減免基準が厳しくなった自治体があるにもかかわらず全日制・定時制生徒の授業料減免者率は増加し続けている。(資料 1)
- ③ 地方財政計画の基準額による授業料をを比較すると定時制 (32,400 円) は全日制 (118,800 円) の四分の一近くである。さらに、教科書や

夜食費の補助制度もあるにもかかわらず、定時制の授業料減免率は全日制の 2 倍以上になっている。経済的困難な家庭が急増していると言える。

- ④ 授業料滞納者・率は定時制に多い。70 % の生徒が滞納している定時制高校もある。
- ⑤ 定時制での授業料減免率は都市部・地方に関係なく全国的状況である。(資料 2 : P.13)

(2) 経済的に困難な生徒 (生徒 (全日・定時・通信制) が告発する「お金がないと学校に行けないの」首都圏高校生集会実行委員会による 2,293 人の「生活費アンケート」調査 (2009 年) から)

1) 生徒全体 (全日・定時・通信制) の共通的な問題	
① 生活費に何らかの不安を抱えている	75.2%
② 学費のことで家族に迷惑をかけて申し訳ないと思う	28.5%
③ 洋服代など控えている	24.2%
④ 進学できるか学費のことで心配している	21.4%
⑤ 通学費を工面するのが困難	7.9%

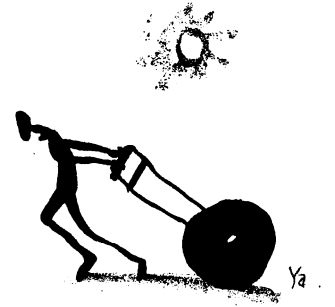
3) 夜間定時制生徒に際だつ問題	
① 奨学金をもらいたい (奨学金をもらっている)	13.9% 5.6%
② 授業料減免を受けたい	12.2%
③ 修学旅行費が払えず行けない	7.1%
④ 体の不調、ケガの治療のための通院ができない	4.4%

2) 定時制・通信制生徒に際だつ問題		
	夜間定時制	通信制
① 友だちと遊びに行きりを控えている	24.2%	21.4%
② バイトして自分で支払っている (授業料など)	37.3%	49.7%



(3) 生徒の労働実態 (「定時制生徒の意識と生活実態調査」：日高教定通部 2009 年から)

① 高卒の資格を得るために学校に通う	74.1%
② パート・アルバイト	89.7%
③ 職場の規模が30人以下	76.0%
④ 1週間に5日以上の仕事	55.1%
⑤ 1日6時間以上働いている	40.8%
⑥ 授業のある日に残業がときどき、いつもある	30.7%
⑦ 土日に働いている	80.5%
⑧ 現在働いていないが、働きたいと思っている	78.3%



2 経済的困難な家庭がつくられた歴史的背景

—大企業・アメリカいなるの新自由主義「構造改革」—

(1) 労働市場の「構造改革」

1) アメリカが日本の市場開放と規制緩和を強く求める 1994 年・1995 年サミット

「硬直した労働市場」の「構造改革」によって「労働市場の弾力化」を実現するアメリカ主導の国際的「雇用戦略」の推進が合意される

2) 1995 年日経連「新時代の『日本の経営』」：労働力の「弾力化」「流動化」を進め、総人件費抑制する財界の方針

① 長期蓄積能力活用型グループ：期間の定めのない雇用契約 管理職・総合職・技能部門の基幹職 月給制か年俸制 職能給 昇給制度

② 高度専門能力活用型グループ：有期雇用契約 専門部門（企画、営業、研究開発等）年俸制 業績給 昇給無し

③ 雇用柔軟型グループ：有期雇用契約 一般職 技能部門 販売部門 時間給制 職務給 昇給無し

(2) 雇用破壊・労働法制改悪の歴史的経過

① 1996 年：日経連「政府規制の撤廃、緩和要望について」

裁量労働制の拡大 労働時間の弾力化 労基法の罰則の廃止 女子保護規定の撤廃 有料職業紹介事業の制限撤廃 労働者派遣の自由化などを要望裁量労働者派遣法改悪＝対象を 13 業務から 26 業務に拡大

② 1997 年：政府「規制緩和推進計画」労働時間

法制の規制緩和

労働者派遣の全面見直し 有料職業紹介事業の規制緩和などを決定 裁量労働制の対象業務に 6 業務を追加 労働基準法改悪「女子保護」規定の撤廃

③ 1998 年：閣議「規制緩和推進 3 ヶ年計画」決定 労働基準法改悪 変形労働制の拡大 有期雇用を「3 年未満」に延長

④ 1999 年：経団連「産業競争力強化に向けた提言」

有期契約の拡大 裁量労働制の拡大 派遣労働の緩和 雇用保険の見直し 配偶者控除の見直しなどを要望 職業安定法改悪＝有料職業紹介の取り扱い職業を拡大 労働者派遣法改悪＝対象業務の原則自由化

⑤ 2000 年：労働契約承継法成立

⑥ 2001 年：分割会社への強制的転換の容認 労働者派遣許可基準改正

⑦ 2003 年：労働者派遣法改正

労働基準法改悪 変形労働制の拡大 有期雇用原則 3 年特例 5 年

⑧ 2004 年：製造業務への派遣解禁・専門的 26 業務への派遣可能期間制限なし

(3) 福祉切り捨ての歴史的経過

① 1997 年：消費税 5 % 健康保険の本人負担 1 割から 2 割へ

② 2000 年：老人医療費を定額制から定率制に 介護保険導入

- ③ 2001 年：国民健康保健証の取り上げはじまる
- ④ 2002 年：診療報酬引き下げ 70 歳以上の医療費窓口負担を 1 割に、現役並み所得者は 2 割負担 児童扶養手当削減
- ⑤ 2003 年：介護保険料引き上げ サラリーマン医療費 3 割負担 年金給付の物価スライドによる引き下げ 雇用保険の失業給付削減
- ⑥ 2004 年：診療報酬引き下げ 生活保護老齢加算廃止 年金給付引き下げ 「骨太の方針」医療費の伸びを経済の成長率の範囲に抑える
- ⑦ 2005 年：介護保険の食費・住居費負担 住民税配偶者特別控除廃止 国民年金保険料引き上げ（保険料水準固定方式の導入）年金給付引き下げ 生活保護母子加算削減 「定時制通信教育振興」関係予算の一般財源化
- ⑧ 2006 年：高齢者現役並み所得者 3 割負担 長期入院者の食・居住費負担増 リハビリ期間限定 介護保険料引き上げ 障害者自己負担引き上げ 定率減税半減 高齢者の住民税増

税

- ⑨ 2007 年：生活保護母子加算削減 定率減税廃止 雇用保険国庫負担削減
- ⑩ 2008 年：後期高齢医療制度 12 年までに介護型療養病床廃止
- (4) 生活の困窮実態
 - ① 1995 年：国保滞納率増加
 - ② 1996 年：ジニ係数の上昇率が加速化 生活保護率連続上昇
 - ③ 1998 年：自殺者 32,863 人 この年より連続して 3 万人を超える
 - ④ 1999 年：貯蓄ゼロ世帯率連続上昇
 - ⑤ 2001 年：就学援助利用者 100 万人超え増え続ける 貯蓄ゼロ世帯率 20 % 超える

以上の各視点から記述してきたように、経済的困難な家庭が急増しており、今日の定時制・通信制高校はその必要性を増している。

II 特別な教育的ニーズを抱えている生徒のための高校

(1) 文部科学省は、「不登校になった児童生徒本人の特定の性格や傾向等に起因することとしてではなく、どの子にも起こりうることとしてとらえ、当事者への理解を深める必要がある。」と不登校についての見解を示している。不登校経験を持つ生徒の学びの保障は、教職員が子どもの人格を受け止め、共感し、理解する努力をし、個別の指導が可能でなければならない。それを可能とならしめるのは小規模の学校であり、小人数のクラスで、ゆっくりと対応する必要がある。しかしながら、各自治体は「適性規模」の名のもとに全日制高校の小規模校や地域高を統廃合してきた。

その役目を定通制高校、とりわけ夜間定時制高校が担ってきている。それは夜間定時制高校が小規模校であり小人数のクラスであったからである。小規模校・小人数であるがゆえに、教職員は一人ひとりの生徒の発達状況が見え、個々の生徒に対して組織的で臨床的な教育をすることができた。

(2) それは病弱・発達障害・外国籍・学び直しなど、様々な課題（特別な教育的ニーズ）を抱える生徒についても同様である。個々の生徒に教職員が対応するには小規模校であり小人数のクラスでゆっくり指導する必要がある。

もちろん、これらの生徒たちの発達保障のためには、小規模校・小人数というだけでは不十分であり、さらなる条件整備が求められるところである。

(3) 定時制・通信制高校の存在意義は、教育の機会均等とともに、働きながら学び成長すること、そして年齢・職業・発達課題など、まさに多様な要素を持った集団がお互いに関わり合いながら成長していくことにもある。

そして、希望するすべての生徒たちに後期中等教育を保障するためには、夜間定時制だけでなく全日制を含めた生徒募集定員が十分に確保されていなければならない。また、私学を含めた教育費（授業料だけでなく）の無償化も重要な課題となっている。

Ⅲ 高校再編整備と高校入試

1 高校再編整備と「単位制」・多部制高校の増加

(資料 4 : P.14)

① 2009 年度文科省学校基本調査によると、公立高校の内、定時制は 698 校(本校 667、分校 31、併置含む)、通信制は 72 校(独立 8、併置 63)であり、定時制高校は 1996 年から 161 校が統廃合されてきている。

② 公立の定時制・通信制における「単位制」高校の設置状況(2009 年 4 月)は、すべての都道府県と 10 政令市に 302 校(定時制 284 校 : 42.6 %・通信制 58 校 : 80.6 %)である。定通関係の「単位制」302 校中、全日制との併設でない独立校(定・通併設は含む)は、117 校であり、多くの独立校が「単位制」となっている(定時制独立校は 185)。政策的に、定時制・通信制をすべて「単位制」にしている府県が増えている(栃木・千葉・石川・山梨・岐阜・大阪・鳥取・広島・高知・佐賀・熊本・宮崎・沖縄)。

一方、全日制との併設(175 校)であるにもかかわらず、定時制・通信制だけ「単位制」となっている学校は 142 校(81 %)であり、全日制も含めて「単位制」となっている学校は 33 校のみとなっている。

③ 全日制と定時制を含んだ大規模な統廃合を行ない、多部制高校を設置する動きが全国的に広がっている。また、昼間部・夜間部に午後部などを加え、3 部制高校に改変するなどの動きもある。これらの多部制高校はすべて「単位制」で、多くは通信制との併置や前後期制、総合学科など、文科省の高校「多様化」路線に沿った

形で、その数を増やしてきている。

2 2009 年定時制入試の混乱

① 定時制(夜間)全国 1174 人不合格(資料 3 -① : P.13)

② 大阪の場合

2009 年の 2 次募集の募集定員 571 人に 756 人志願者(資料 3 -①)。府高定通部は府教委に対して全員受け入れを要求。府教委は定通部の要求を拒否し定員の 105 %までとする。その結果、167 人が不合格。その後の再募集(167 人)でも 28 人が不合格となる。

③ 愛知の場合

昼間定時制前期試験に定員枠 448 人に対して志願者は 835 人。後期試験募集人員 85 名に対して志願者は 251 人。名古屋市外の夜間定時制 20 校中 16 校で 1 倍以上。(資料 3 -② : P.14)

④ 京都の場合

京都市内夜間定時制 2 次試験の不合格者 58 人(08 年 76 人、07 年 42 人の不合格者。1994 年の定時制募集定員 1600 人が 2009 年には 440 人に減少)

⑤ 神奈川の場合

定時制「前期入試」不合格者 704 人、「後期入試」不合格者 222 人。「定時制 3 月後期」不合格者 279 人(入試平均倍率 1.12 倍)過去最大

⑥ 埼玉の場合

後期入試 : 上尾定 1.23 倍、草加定 1.13 倍

二次募集 : 越谷定 1.74 倍、春日部定 1.18 倍、吉川定 1.3 倍。5 校で 35 人不合格。他の定時制高校もほぼ定員いっぱい。

Ⅳ 定通教育の切り下げ

1 通信制教育を切り下げるねらいは

本来、通信制教育は僻地・離島などの地理的条件、障害などの身体的条件、生活条件など集団化が困難な人たちの学習保障のための教育形態であった。当初(1948 年)、通信教育は国語のみであったものが

26 科目に拡大され、通信教育だけでも高校を卒業(1955 年通信制課程設置)できるようになった。

その後、体育の一単位の面接指導を 5 時間に、芸術の一単位の添削指導回数を 3 回に減らし、ラジオ・テレビの視聴による面接指導時間の免除を拡

大（10分の8まで可能）する教育内容の切り下げが行なわれた（2003年）。通信制教育を切り下げるねらいは、

- ① 登校日が少なく、労働に対する制約が少なくすむ
- ② 卒業率が低いため、学歴取得にたいして企業側が賃金その他について配慮する必要性が低くすむ
- ③ 卒業など学習の責任をもつばら個人に追わせられる
- ④ 他企業に働く青年との交流が少なく、企業内への囲い込みがしやすい
- ⑤ 全日制や定時制にくらべて公費負担が少なくすむ

などである。現場では教育の質を低下させないように対応しとりくんでいる。

また近年、広域通信制（私学）とサポート校（私塾）が急増し、中退者や不登校経験者などの受け皿として一定の役割を担っている。しかし、その実態は千差万別であり、課題も大きい。

2 定時制・通信制高校のみに認められた制度の問題（資料5：P.17）

(1) 技能連携制度

*他の教育訓練施設との提携拡充

*企業で行なっている職業訓練を高校の職業科目として認める。

- ① 高校の免許状もない教員（労務・経理・アルバイト）による教育が、そのまま高校教育の単位として認められる。
- ② 各種学校、准看護学校などと広域通信制高校で連携している。
- ③ 試験問題の作成・採点は施設側で行なうことが多く、企業が教え、企業が判定したものを、学校が認める。

(2) 定通併修制度

「協力校の定時制で通信の添削を行わないこと」といった法的な問題があるにもかかわらず「協力校方式の定通併修」による単位取得を許している現状がある。また、「自校内定通併修」などは「安易な単位の水増し」に使われやすいという課題もある。

(3) 高等学校学習指導要領上の「主な取扱い」による問題点

① 「3年卒業」制

「単位制」高校では、「3年卒業」と無理な「単位稼ぎ」が結びつくことにより、後期中等教育が保障できない状況が生まれやすくなる。

② 実務代替

実務代替は「各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事している場合、それをその教科・科目の履修と認める」ことである。これは、学校の教育計画に従って系統的に学習して得るものと、学校外での体験を混同する制度である。単位認定は「その教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められた時」とされているが、客観的な認定の基準とはなりえない。

③ 高校卒業程度認定試験（「高認」）

高校卒業程度認定試験の合格教科・科目を高校で修得した単位と同等に見なすことには問題がある。学習の過程をみることなく、学力検定だけで単位認定するという問題点がある。

④ ホームルームの削減

「定時制の課程においては、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減ずることができる」としている。相互理解や連帯をとおして人格形成をしていく場であるホームルームを削減することは問題である。むしろ、不登校経験など人間関係を養うことに課題を持つ生徒が多い定時制・通信制の生徒にとって、ホームルーム活動は重要視されるべきである。

3 教育の切り下げにつながる「単位制」高校の制度

(1) 「単位制」高校のみに認められる制度

単位制高等学校教育規定により以下のような「単位制」高校独自の制度などが定められている。

① 入学者選抜の方法

高校の入学者選抜の方法は、調査書及び学力検査により行なうことが原則とされている（学校教育法施行規則）。

「単位制」高校（定時制・通信制）については、多様な生徒を受け入れるという観点から、設置者が定めるとしている。

② 入学・卒業時期

高校の入学及び卒業の時期は、入学は4月、卒業は3月と定められている（学校教育法施行規則）が、「単位制」高校では学期の区分に応じて入学及び卒業が可能となっている。

③ 科目の開設

多様化・弾力化を図るため、多様な科目を開設し、昼夜開講制など複数の時間帯や特定の時期において授業を実施するよう努めることとされている。

④ 休業日の設定

必要に応じて土日コースを設けることができるよう、休業日を教育委員会の判断で定めることが可能となっている。

⑤ 科目履修生

特定の科目の履修のみを目的とする科目履修生を受け入れることができ、また、科目履修生であった者が高校に入学した場合は、科目履修生としての履修を高校の履修と見なして単位を認定することが可能となっている。

(2) チャレンジ事業

すべての「チャレンジ事業」が悪というわけではないが、「定時制・通信制課程の改善・充実事業」を標榜しつつ、①産業界のための高校づくり、②高校「多様化」の推進（「3年卒業」制や授業・履修形態の多様化・弾力化・多部制化）の梃子とされている。

4 「単位制」高校の問題点

—単位制高校は安上がりの教育の場—

(1) 制度上の問題点

- ① 教科の科学性・系統性・順次性が無視されてしまう（教科には科学性・系統性・順次性があることから学年制に結びついてきた）。
- ② 施設・設備や教職員の配置の保障が不十分のため、多様な講座開講は実際上困難である。
- ③ 「3年卒業」制の便法として、定通併修、連携教育、実務単位認定、高認など「単位数合わせ」により後期中等教育が保障出来ない状況が生まれやすくなる。

(2) 生徒指導上の問題点

- ① 一部履修生、新規中学卒業生、過年度卒業生

など多様な生徒が入学する中、時間割の違い・学年やホームルームがないことなどにより、生徒の指導はいつそう困難になる。

- ②「単位制」の体制にともなう生徒指導上の困難。
 - 1) 単位修得が困難と思われる教科の授業を放棄する生徒が出てくる。
 - 2) 空き時間が生まれるため、生徒の校外での問題行動が懸念される。
 - 3) 単位修得のすすまない生徒への指導が困難であり、滞留する生徒の数が膨れ上がると、在籍生徒数が学校の収容力を上回る。
 - 4) 多部制では、他の部に所属する生徒・教職員との人間関係の構築が困難である。

(3) 単位履修などに関する問題点

- ① 生徒が好まない教科目であっても学ぶべき科目履修が必要である。しかし、単位をとりやすい科目履修になってしまいがちである。
- ② 教科の履修だけでなく民主的人格を形成するための自治活動も必要になる。しかし、「単位制」の体制では自治活動が軽視されてしまう状況が生まれやすい。

(4) 複合的な問題点と学校内外への影響

- ① 多部制高校では、多部制・土日曜コース・併修・連携教育により教職員の勤務形態は複雑になる。
 - 1) 生徒の在校時に担当教職員が常駐できないため、生徒指導に影響が出る。
 - 2) 教職員の健康破壊にもつながる。
 - 3) 教職員間の合意形成が困難。
- ② 多部制・連携教育・定通併修などは、生徒への残業・変形労働時間制・フレックスタイム制などのおしつけを容易にし、労働条件や修学条件を悪化させ、生徒の健康破壊にもつながる。
- ③ 入学時期が年に2・3回あり全日制高校における安易な中途退学者の受け皿になりやすい。
- ④ 一部履修者の受け入れなどは、社会教育と学校教育の区別（各種学校と高校の境界）をあいまいにする。
- ⑤ 全日制を含めた、高校統廃合の核となっている。同時に、高校間格差とその序列化をつくり出している。

5 「単位制」高校についての現場の声

○ 「単位制」高校にも教員の数でメリットがある。スタッフが確保された「単位制」では、少人数授業も可能で、1名から講座が開講できる。(京都)

○ 「単位制」導入後も定数は増えていない。工業高校定時制で機械科と電気科がある。4年前に「単位制」へ移行したが、その際、校長の「何かやらないと、他の学校と統合される」との危機感から電気科の方にフレックス制を導入。フレックス制は15:00～19:25まで授業を受ける生徒と、17:30～21:45まで授業を受ける生徒が1つのクラスに混在しており、17:30～19:25が両者の合流する時間帯となっている。しかし、登校時間が違うので1つのクラスという感じは全くない。また、それを1人の担任で持つので非常にやりにくさを感じている。

4年前単位制・フレックス制の導入について県が出した条件は「定数は増やさない」というものであった。4年経って完成年度となり、持ち時間は増えたのに、定数は増えない状況にあり、全職員で時間割編成の見直しを進めている。また、時間講師が増えており生徒指導上の問題があり、定数増を要求している。(滋賀)

○ 長崎では「単位制」は、鳴滝と佐世保中央の2校しかない。2005年「単位制」高校を導入しようという動きがあり、大村・諫早・島原・五島の定時制4校が、県教委から「単位制」高校の指定研究を2年間受けたが、4校とも“NO”の結論を出した。その結果、県教委は「単位制」導入でなく、魅力ある学校作りの研究をするようにと指示があり、その予算が年間20万円付くので活用できると考えている。(長崎)

○ 年間10単位以上修得すれば進級できるようになっている。進級後未修得の科目があれば、その科目だけ下位の学年に履修することになる。3年のある生徒は2年の科目と1年の科目を履修しており、複雑になる。これからどうしていくかは課題である。このような「単位制」の制度は、全日制高校中退者のために残りの必要な単位を修得すれば、卒業できるというもので、在校生向けに作られた制度ではない。

○ 大阪では29校あった定時制のうち、残った15校には、2学期制や単位制・0校時や土曜授業が導入されている。

ある4年生の生徒で単位が37単位の生徒がいる。その生徒は0校時を4単位、土曜日の授業4単位、本来夜間定時制で修得すべき19単位のうち2単位を捨てて17単位を履修している。その捨てた2単位は通信制の単位を修得しており、時間は2単位分でありながら12単位修得できるようになっている。それで37単位とれることになり、合計74単位となる。1年から3年で37単位、4年で37単位合計74単位。こんなことが許されているのか。現在単位制の検討委員会で議論している。(大阪)

○ 「単位制」は、未修得の科目を次年度履修するので、時間割に余裕が必要である。そうで無い場合は、学年制のような「単位制」になる。

本来「単位制」は授業数が増え、お金がかかるし、スタッフも要るし、生徒が何人で講座が成立するのかなど複雑となり、職員も生徒も混乱する。今の「単位制」は中途半端で安易に導入すると、とんでもないことになる。

6 「単位制」高校現場のとらえ

(1) 「3年卒業」制

○ 基本は4年制である。(大阪府教委・京都桃山)
○ 4月初め、入学予定生徒の面談で決定。(京都桃山)
○ 様々な条件(最終成績で欠点科目がないこと、出席率など)を設定し、それら総てをクリアすれば、許可する。(大阪布施)

○ 1年次は全員定時制の課程、各年次10人ほどが3修制。

○ 入学前の3者面談の際に3卒制に仮登録させるが、1学期途中でついて行けないと判断した場合は、通常授業の方に戻し、4卒コースに変更させる。(京都朱雀)

(2) 「単位制」

- 「単位制」の導入と実践は、教育論議で教職員を鍛えることにもつながり、教育論議が自由に行える民主的な組織運営、民主的な職場の実現のとりくみと車の両輪の関係にあった。(京都桃山)
- 刈谷東高校昼間定時制は1学年4クラス2部制をとって、1部は9:00開始、2部は10:50開始になっており、1年目は4時間授業で、3卒をするためには2年生から6時間授業になり、1部と2部が合流するが、不登校経験者等、人間関係が下手な子が多く問題が出てくる。無理をして3年卒業をしようとするところからいろいろな矛盾が出てくる。(愛知)
- 「単位制」定時制は、校則が緩いということから生徒指導上困難な生徒が入学してきている。きちんとしたポリシーを持って「こういう生徒を育てる」という学校全体の共通認識を図る論議が必要である。
- I部生徒はII部の2時間をとって、II部の生徒はI部の2時間をとって3年で卒業することを目標とする学校になっているが、様々な問題が起きている。地域の最底辺校になって、本校近くの底辺校が格上げされた。
- I期制(240名募集)の3卒は今年の春卒業し

たが、卒業率は60%、20名程が4年生に残った。この3年余り、生徒指導が困難になっている。部活動はほぼ壊滅状態。I期生は留年規程が無く、全員進級したが、II期生から修得単位が年間16単位以下は留年という規程を設けた。しかし、履修規程は無くし、年間5時間出席ほどで、履修を認定している。1・2部の生徒は全日制と同じなので全部で87単位とることができる。74単位とれば、卒業できるので、13単位は落としても良いことになる。生徒によっては、体育が嫌だとか、授業に来ない生徒も多くいるようである。進路については、工業高校の名残りで、I・II部の生徒に求人はきているが、応募しているのは50名程である。(大阪)

- 学年制を色濃く残した「単位制」。3科目以上で不認定になると、次の学年(年次)の科目を履修できない。同一学年で不認定科目のみを再履修。不認定科目が2科目以内であれば、次の学年(年次)の科目を履修し、不認定科目については追試験によって追加認定。(京都桃山)
- 生徒の自主的活動はクラス単位、学年単位でとりくんでいる。(京都桃山)

7 「多部制」高校

—「単位制」高校を大型化させ多様化・弾力化させた多部制高校—

(1) システム

I部(午前部)、II部(午後部)など異なる時間帯に教育課程を設け、生徒は所属する部と他の部の教科・科目を履修することによって、学校の授業だけで3年で卒業できるシステム。(資料5:P.18)通信制が併置されていることも多い。3部制で通信制を併置した場合、同じ施設・設備を4回使いまわすといことになる。

(2) さまざまな問題・課題

1) 高校統廃合と階層化

- ① 大規模(全日制を含めた)な高校統廃合と高校序列化・階層化の核となっている。
- ② 所属する部によって、入学生の階層化がすすんでいる。また、地域の最底辺校化している学校もある。

2) II部(午後部)に問題が集中しやすい傾向

- ① 学力差が大きく学習指導が大変。
 - ② 生活指導が大変。
 - ③ 部活加入率が低い傾向がある。
 - ④ 進路、とりわけ就職において企業から採用されにくい。
 - ⑤ 退学率が高い。
- 3) 教職員の勤務形態が複雑になることなどにもなる問題
- ① 教職員の健康問題。
 - ② 教職員間の自由な話し合いや会議の時間設定が困難。
 - ③ 他部の生徒・教職員との人間関係の構築が困難。
 - ④ 生徒が質問したいときに、担当教職員が在籍しているとは限らない。
 - ⑤ 放課後がない。

(3) 多部制の検証

「単位制」高校のシステムは、道府県ごとや各学校ごとに「多様化」しており、10校あれば10通りのシステムがある状態といえる。多部制高校は、「単位制」高校の「多様化」が最もすすんだ形といえる。したがって、「多部制」であるからといって、ある種の先入観を持つと、学校像を見誤る危険がある。

大阪府のように、運営上は昼（Ⅰ・Ⅱ部）と夜（Ⅲ

部）を切り離している場合もある。また他県では、複数部を設置していても、他部への乗り入れができない（多部制とはいえない）学校もある。

大阪府教育委員会が一定の検証作業を行ない、ホームページに公表している。『「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」にもとづく高校改革の進捗並びに検証状況について』（平成20年1月 大阪府教育委員会事務局 教育振興室 高校改革課）

8 多部制高校についての現場の声

(1) 評価する声

- ① 多様な学びと効率 ⑦ 清掃へのとりくみが可能となった。（神奈川）
- ② 中学時代において不登校、いじめなどの体験を抱えているが、じっくり自分（仲間）を探す所になっている。 ⑧ クラス・クラブという組織が成立しつつある。（全日制志望者の流入によるため）（神奈川）
- ③ 3卒を目指す生徒（Ⅰ部8割・Ⅱ部7割・Ⅲ部4割）は自分の将来を見据え非常によく努力している。（神奈川） ⑨ 生徒の興味・関心、進路希望等に対応して、普通科3校は平均114科目、総合学科3校は平均134科目設置し、多様な学びを提供している。（大阪）
- ④ 夜間定時制と比較しても大学の進学率は高くなっている。大学の指定校推薦も増え、最近では、40校程度となっている。そのための進学講座もあり、7～8名程度の少人数授業も行なわれている。（神奈川） ⑩ 府教委の意図とは全く違って、生徒の学習意欲や関心を高め、単位修得を支援するために0時間目授業、土曜開講や、様々な学校外の学修に係わる単位認定を実施している。（大阪）
- ⑤ 自分の将来を見つけるための学校としてとらえると、多部制・「単位制」の学校も意味がある。（神奈川） ⑪ 単位の変則取得から9月卒業できるなど、効率的に高校卒業資格が得られる。
- ⑥ 意欲的に学習にとりくむ生徒が見られるように ⑫ 1クラス20人クラスをつくることのできる。（埼玉）

(2) 問題点・課題点

- ① 高校統廃合と序列化
 - * 多部制高校設置にともない周辺の夜間定時制高校数校と全日制高校が統廃合されている。
 - * 1クラス35名で各部3クラス募集している。倍率はⅠ部・Ⅱ部はそれぞれ2倍から3倍で交互に推移している。Ⅲ部は1.5倍程度。（神奈川）
 - * 入学状況は地域的アンバランスが生じている。（大阪）
 - * 高校段階で、興味・関心などによる振り分けが行なわれている。
 - * 総合学科を展開するには十分な条件整備が不可欠。
 - * 多部制高校の高倍率と地域に夜間定時制高校がなくなり高校進学断念者がでる。
- * 留年・退学がない代わりに大量の未履修者を抱える。
- * 全日制高校、多部制高校、夜間定時制高校に序列化の拡大と固定化。
 - ② 3修制
 - * 平成17年度、18年度の入学生で入学時に3修制を希望する生徒が、6校平均で96%を超えている。3修制を希望する生徒が多く、Ⅰ部（午前部）が高倍率となっている実態から多部制の定時制高校ではなく全日制高校が必要である。（大阪）
 - * 英語Ⅰ・数学ⅠもできないのにⅡを同時に学習する矛盾が生まれ、結局未履修となる生徒が続出。
 - ③ 二学期制
 - * 前期で未履修なったものは、その後出席しても

単位が取得できず、後期は授業の空きが増える。

* 7月末、12月末に成績は出ていないので終業式に前期通知票が配布されないため、けじめがつかない。

* 指導する具体的な成績資料ができあがっていないため、低学力・怠学傾向の生徒に対する長期休業中の学習指導が難しい。

* 長期休業中における、保護者に来校してもらった成績等の連絡指導がやりにくい。(埼玉)

④ 後期中等教育における共通教養

* 単位制総合学科による選択教科の多さから、共通教養としては必履修科目だけになる。

* I部・II部とIII部とで系列、選択科目が異なる部分があり、III部の系列数、選択科目数が少ない。

* 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)の合格科目、技能審査の成果(漢字検定。英語検定など)、ボランティア活動、修業体験活動、通信制課程の併修による単位など単位認定する場合がある。

* 学校指定科目が消滅。

⑤ 土曜授業・0時間目授業

* 教育委員会は、「遠距離で又は仕事の関係上、1限目の授業にでられない生徒のため」の土曜授業と、「帰宅手段がなくなる生徒のため4時限目にはでられない生徒のため」の0時限授業を提示してきたが、実際は、学習意欲のある一部の生徒や年配者等に対する教育支援となっており、府教委の当初目的と乖離してきている。(大阪)

⑥ 学習指導

* 低学力の生徒が多い。

* 多様な学習のつまづきを持つ子たちに対応する授業は困難を極める。

* 2年次以降は、HR以外、1限～10限までのどの授業を登録してもよいと、昼夜の所属はほとんど関係なくなる。(大阪)

* 生徒の教室移動が大変。ノーチャイムで5分遅刻で欠課扱い。(埼玉)

* 人間関係がうまく作れない生徒たちのため、合わない生徒がいるなどの理由で未履修者が多くでる。

* 年度途中、欠課オーバーで単位を取得できないことがわかった科目での指導が困難。(長野)

* 「原級留置」がないので、授業規律が身に付かない。(埼玉)

* 入試の点数がI部・II部・III部で10点程度ずつ違うので、当初、III部は易しめにという意見があったが、同じ学校ということで、同一テストで行なっている。同じ問題なので、問題用紙は回収するようにしている。(横浜)

* 土曜受講登録者数は、6校合わせて平成17年度は430人であり、単位修得率は43.3%平成18年度は462人、41.3%であった。(大阪)

* 単位を落としても在籍ホームルームは変わらないので危機感を持たず、6年間(在籍期間の上限)を漫然と過ごして「自然退学」となってしまう現状。

* 中学新卒者にとっては「自己責任」を強く求められるシステムであり、この制度が修学意欲や卒業率の向上に寄与しているかどうかは判別しがたい。

⑦ 生活指導

* 全校集会が開けない。

* 携帯電話がないと仕事にならない。

* 「コミュニケーションタイム」はまったく機能しない。

* 多様な課題を抱える子たちに対応する指導は困難を極める

* 他部の生徒が教室にいる場合、また授業時間帯に他部の生徒が廊下等を徘徊しているため授業に差し障りがでてきた場合など十分に生徒を把握してないため生徒指導ができない(埼玉)

* 生徒も他部の職員の顔はわからず、他部の生徒が目の前で喫煙しているのを注意しても耳を傾けないなどの事例もあり、指導は実質的に個々バラバラのため職員数の割合には「非効率」な場面が多い。(長野)

* 従来の2部制(昼・夜間定時)でも職員間の連携・協力体制はきわめて脆弱だった。

* クラス単位の集団の指導は充分出来ない

* 教員の勤務時間は前勤務・後勤務がある。2部の生徒は前勤務の先生に受け持たれることもあり、後勤務の先生に受け持たれることもあるため時間的に生徒指導が難しい。

* 生徒の問題行動が多く、とりわけ午後部の生徒に問題行動が多い。

* 発達障害・精神疾患を抱える生徒が増加している。

⑧ 自主活動

- * リーダーシップを発揮することに慣れてない。
- * 授業毎に変わるため学習集団が流動的でしかも少数であるため、生徒は、学校生活の基盤となる精神的背景を形成しづらくなっている（大阪）
- * 自分たちのホームルームがないため、学級集団という意識を形成することが難しい。（埼玉）

⑨ 3部間問題

- * 「防災訓練」「交通安全指導」など1日に3度行なわなければならない。
- * 午前部の不合格者が2部・3部に少なからずいる。最初からの午後部希望者は20人程度である（長野）
- * 受検段階で夜間枠がない昼夜間一括募集し、夜間学級は希望があれば設置するという付加的な位置に置かれているため夜間生徒数は激減している。（大阪）
- * 中退率は、I部は11.7%、II部は22.8%である。（大阪）
- * 夜間部に中学卒業後なんらかの理由で就学を妨げられていた成年者の増加傾向にある。
- * 他校を中退後、夜間部に転編入する生徒が増加傾向にある。（長野）
- * 午前部に在籍し、他の時間（午後や夜間）をスポーツ練習にあてる。（埼玉）
- * 昼間部のアンケート回収率がよくない。（長野）
- * 3部間に経済的格差、成績格差がある。（青森・横浜）
- * 部によって生徒の学力・生活指導面での違いがはっきりしており、問題を共有しにくい。
- * 生徒指導上の扱いや学力の評価を変えざるを得ない。
- * 訪問先の企業から「II部の子はいりません。ウチの会社は朝からやっています。昼からしか来られへん子はいりません」と言われたケースがある。（大阪・長野）
- * 清掃の時間がつくれないので業者に依頼している。

⑩ 勤務形態

- * 一組織（I部・II部・III部）で個々の教職員の出勤時間は曜日によって異なる。
- * 二組織で前勤は（I部・II部）を担当する。後勤は（II部・III部）を担当する。

- * 二組織で昼勤は（I部・II部）を担当する（従来の全日制勤務）。夜勤は（III部）を担当する（従来の定時制勤務）。
- * 臨時的任用教員13名中10名が学級担任。（埼玉）
- * III部に青年・臨任職員が多い。
- * 教員側に夜間生徒を担当する集団がなく、夜間授業を担当する教員が時間講師のような感覚となって、持ち授業時間帯のみ残っているといった状況になっている。
- * 夜間希望生徒が多数となった場合、教員数は大幅に不足することになる。逆に夜間希望生徒が減少し、開講講座数が少なくなると、教員もそれだけ少なくなり、夜間HR担当教員であっても、昼間の授業を持たざるを得なくなる。（大阪）
- * 多忙のため、過労でダウンし、数日間年休を取る人も少なくない。（埼玉）
- * 半期認定になって、時間割編成が大変で年2回する。（埼玉）
- * 毎日30分以上かけてパソコン入力で出欠管理する。そのための事務量が増加する。（埼玉）
- * 概ね8～9種類の授業等がある。合計15時間の持ち時間の負担が大きい。（埼玉）
- * 教員には放課後がない。
- * III部の時間帯に生徒会活動・部活動をする事になれば、III部の先生に任せることになる。

⑪ 合意形成

- * 職員会議 職員の合意形成が難しい。職員会議は月1回程度やっている。
- * 打ち合わせは、昼休みの1時間の中の30分程を利用して、前勤務も後勤務も集合して実施。
- * 従来の2部制（昼・夜間定時）でも職員間の連携・協力体制はきわめて脆弱だったので、全教職員の合意形成は難しい。

⑫ 自主活動・部活動・学校生活

- * 「新しいタイプの学校だから」「学校に通う時間帯」を理由に入学してきている。
- * 授業料減免者が40%（神奈川）
- * 一度、体育祭を企画して行なったが、その後は「もういい」という生徒が多く、行なわれていない。
- * 1時限から8時限までの授業時間帯の設定により、1年次生の部活動加入状況は、I部は35.6%、

Ⅱ部は7.7%である。(大阪)

- * Ⅲ部の放課後に部活が出来ない。放課後がないため、教室に「たむろ」できない。(埼玉)
- * 生徒の自主的活動・クラブ活動の支援ができない。
- * 部活動や委員会活動などが無い。
- * ホームルーム活動が無く、クラスでまとまるとりくむ目標がなく、やることがない。
- * 教室もⅠ部・Ⅱ部・Ⅲ部と使い回しのため、自

分たちの教室という意識も無い。

- * 生徒の立場に立てば、前勤務の先生が2部の担任であるばあい、残って相談したいと思っても、先生が帰られている場合ある。
- * 「生徒の居場所をつくって」「思い出つくりたい」「修学旅行を実施してほしい」「卒業アルバムをつくって」「学校が汚い」「部活動をする場所がほしい」などの要求から「三者懇談会」を開催し生徒参加の学校づくりをはじめた(神奈川)

V 日高教定通部の定時制・通信制「単位制」高校に関する評価

- ① 定時制・通信制高校に入学してくる生徒のかなりの部分が、不登校や全日制の中退者などであり、これらの問題を根本的に解決しない中で、「単位制」高校は、安易な受け皿となっている。
- ② 原級留置がないこと、前籍校の単位を活用できることなどから、「やり直しの場」として評価されている面が大きい。しかし、入試倍率の高い昼間定時制などでは中学新卒生の割合が高く、必ずしも「やり直しの場」として活用されているとは言えない。
- ③ 「単位制」高校が「3年卒業」制と結びついている点で、多部制授業や定通併修など無理な「単位稼ぎ」により、完全な学習権を保障できない状況が生まれやすい。
- ④ 学年制の否定、学期毎の単位の分割認定によって、教科の系統性・順序性が欠落しやすい。
- ⑤ 学年制の要素を残す工夫、HR 時間の設定、教職員の努力により行事への参加を呼びかける、などして成功している例も多い。しかし、「単位制」そのものの体制では自治活動の保障が不十分で、民主的人格形成の側面がおろそかになりやすい。
- ⑥ 多部制では、勤務形態の多様化により、勤務の長時間化や多忙化・複雑化がおこり、教職員の健康破壊がすすみやすい。勤務形態が複雑なため、教職員間の自由な話し合いや会議の時間設定が困難。研修時間も制約される。
- ⑦ 「生涯学習」構想の中で、学校教育と社会教育の区別があいまいにされ、後期中等教育としての性格が、なしくずしにされていくことが予想される。
- ⑧ 多部制高校は、全日制を含めた大規模な高校統廃合の核となっている。

(資料1：公立定時制高校新卒志願率の推移) 文部科学省における基本調査から

年度	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08
中学新卒数(千人)	1,545	1,511	1,512	1,503	1,465	1,410	1,365	1,325	1,299	1,236	1,211	1,214	1,199
新卒志願者数	22,322	20,247	22,015	24,706	26,225	26,227	26,974	25,470	26,055	26,850	26,790	27,565	28,650
定時制新卒志願率	1.44%	1.34%	1.46%	1.64%	1.79%	1.86%	1.98%	1.92%	2.01%	2.17%	2.21%	2.27%	2.39%
定時制授業料減免率	5.9%	6.6%	8.9%	10.2%	11.7%	13.6%	14.8%	16.9%	18.7%	19.6%	19.4%	19.7%	
全日制授業料減免率	3.3%	3.5%	4.2%	4.8%	5.4%	6.0%	6.8%	7.7%	8.6%	9.3%	9.3%	9.6%	

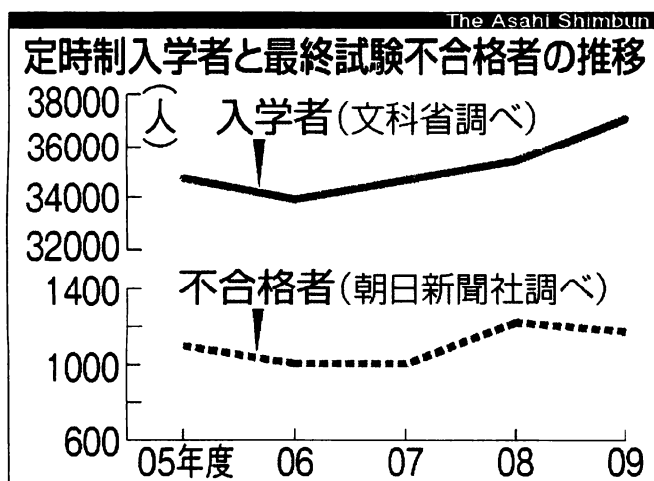
(資料2：県別定時制の授業料減免者率)

	広島	鳥取	宮城	福岡	徳島	長崎
07年度	44.1%	35.1%	34.2%	30.2%	28.2%	27.7%
06年度	46.1%	30.3%	31.7%	28.2%	27.6%	25.0%
	栃木	香川	青森	兵庫	山口	大阪
07年度	27.2%	26.7%	26.5%	26.2%	26.0%	25.9%
06年度	31.1%	23.6%	25.1%	29.7%	20.8%	27.5%
	福島	岡山	鹿児島	京都	宮崎	長野
07年度	25.6%	24.1%	23.8%	23.5%	23.4%	22.2%
06年度	24.4%	21.8%	27.1%	25.0%	22.4%	19.5%

島根21.9% 東京21.6% 千葉21.4% 北海道20.3% 大分20.2% 秋田20.0%

(資料3-①：09入試状況) 朝日新聞大阪版一面2009年10月19日

定時制、定員超過で不合格者1174人 不況で人気



今年度の公立高校入試で夜間定時制(単位制含む)の最終的な不合格者(志願者から合格者を引いた数)が、全国で計1174人に上り、増加傾向をたどっていることが朝日新聞社の調査でわかった。このうち、「定員超過」が理由の不合格者は416人で、前年度比1.5倍だった。不況の影響などで公立志向が強まり、「教育の安全網」として定着してきた夜間定時制からはじき出される層が広がりつつある。

調査は、一般入試のほか、定員割れがあった夜間定時制の2次募集や追加募集を含め、中卒生が進学できる「最後の機会」での不合格者数(当日欠席者を含む)を各都道府県教委に聞いた。対象者は05年度1098人、06年度1007人、07年度1005人と減少傾向にあったが、

08年度は1222人で一転して急増。今年度は若干減ったものの、高水準を維持していた。最終試験の志願者数でみると、今年度は4892人で、08年度より108人増えている。

不合格者数は都道府県によって大きく異なり、北海道、山形、熊本がゼロだったのに対し、愛知(157人)、福岡(100人)、京都(78人)の多さが目立った。各教委の方針が、①定員内であれば原則、全員を入学させる、②定員内でも学力や学習意欲に問題があれば入学させない、に分かれていることも影響している。

「原則入学」の措置を取っている都道府県でも、定員超過による不合格者が続出した。2次募集で不合格者167人を出した大阪は4月以降、学校ごとに補欠募集を実施。それでも定員超過で29人が入学できなかった。定員内であればなるべく入学させる方針の愛知の場合、不合格者数は前年度の2.6倍に上った。

最終試験で不合格になり、行き場をなくした生徒について追跡調査を実施していたのは、新潟、徳島、宮崎の3県のみ。全国で定時制の統廃合が進む中、高知、熊本、沖縄の3県がすでに再編・統合を理由に減員を決めていた。

文部科学省の学校基本調査(速報)によると、公私合わせた定時制の今年度入学者数は3万7083人。過去10年で最高だった。逆に全日制の入学者数は109万3027人で、10年間では最低。経済的事情や不登校などを抱

えた生徒が、全日制よりも規則が緩い定時制を選ぶ傾向が高まっている、との指摘もある。

一方、全日制で不合格になった生徒が学費の高い私学を敬遠し、定時制に流れ込む傾向も顕著だ。その

結果、定員割れ状態が続いていた定時制の競争率が上がり、不合格が増える要因となっている。(中塚久美子)

(資料3-②：09入試状況) 愛知 愛高教定通部より

昼間定時制が、今年も大人気で、前期試験の定員枠448人に対し、志願者は835人(昨年813人)で、約2倍の倍率でした。

後期は、募集人員85名に対し、志願者は251名で約3倍となりました。

次に定時制(学年制)ですが、前期試験の定員枠が定員の6割程度と規定されている中で、名古屋市内在、4分の3の学校が定員内でした。しかし、名古屋市外の定時高校では、軒並み6割定員を大幅に上回る状況が

生まれ、20校中16校で1倍以上の倍率となりました。24人定員に対し、56人の志願者が出た学校がありました。次いで、45人・44人志願者が出た所もありました。トータルで、576名の定員に対し、662名の志願者がありました。

また、後期試験では、募集人員352名に対し、427名が受検しましたが、ある学校では定員10名に対し、35名が受検したところや、10名に対し28名受検するという大変狭き門となりました。

(資料4：「単位制」高校設置状況)

88年 *「単位制」高校導入(定時制)

岩手:杜陵高校(単位制) 鳥取:鳥取西高校(単位制)

89年 埼玉:大宮中央高校(単位制)

90年 愛知:刈谷東高校(2部制) 宮城:貞山高校(単位制) 鳥取:米子西高校(単位制) 宮崎:宮崎東高校(単位制) 沖縄:泊高校・北部農林高校・八重山商工高校(単位制)

91年 北海道:有朋高校(3部制) 岩手:杜陵高校(3部制) 山梨:中央高校(単位制) 茨城:水戸南高校(単位制) 東京:新宿山吹高校(単位制) 高知:高知北高校(単位制)

92年 和歌山:紀の川高校・青陵高校(2部制) 大阪市:中央高校(昼夜間) 富山:志貴野高校・雄峰高校(単位制) 滋賀:大津清陵高校・大津清陵馬場分校(単位制)・瀬田高校(単位制) 青森:八戸中央高校・北斗高校(単位制) 和歌山:南紀高校(単位制)

93年 *「単位制」高校導入(全日制)

秋田:秋田明徳館高校(3部制) 群馬:前橋清陵高校(2部制) 静岡:静岡中央高校(単位制)

94年 千葉:千葉商業高校(単位制) 兵庫:姫路北高校(単位制)

95年 山口:岩国商業高校東分校(2部制) 愛媛:松山南高校・新居浜西高校・宇和島南高校(単位制) 富山:小矢部園芸高校(単位制) 福井:武生高校(単位制) 倉敷市:玉島高校(単位制)

96年 *山梨:山梨県高等学校整備新構想 単位制 昼間部 小規模校の統廃合

長野:長野商業高校(単位制) 香川:三木高校(単位制) 長崎:佐世保中央高校(単位制) 熊本:湧心館高校(単位制) 東京:飛鳥高校(単位制) 岡山:烏城高校(単位制) 沖縄:コザ高校・中部農林高校・那覇工業高校・沖縄工業高校・那覇商業高校(単位制)

97年 *自治省事務次官通知「教育予算削減、学校統廃合、民間委託、定員削減、給与・手当削減、短時間職員・任期制職員の活用」等個別に数値目標を掲げた削減計画を自治体に求める

*東京:都立高校改革推進計画一次計画 昼夜間定時制 定時制統廃合

山形:霞城学園高校(3部制) 京都:朱雀高校・桃山高校(単位制) 福岡:博多青松高校(単位制) 新潟:長岡明徳高校(単位制) 三重:みえ夢学園高校(単位制) 大阪市:都島第二工業高校(単位制)

- 98年 *「地方分権推進計画」閣議決定
 徳島:徳島中央高校(3部制) 埼玉:羽生高校(単位制) 新潟市:明鏡高校(単位制) 岐阜:岐阜商業高校・岐阜工業高校・大垣商業高校・大垣工業高校・加茂高校・中津高校(単位制) 三重:木本高校・尾鷲高校(単位制) 徳島:徳島中央高校(単位制) 佐賀:鳥栖高校・佐賀工業高校・佐賀商業高校・唐津商業高校(単位制)
- 99年 *埼玉:「21世紀いきいきハイスクール推進計画前期・定時制統廃合・独立校」 *東京:都立高校改革推進計画二次計画・昼夜間定時制・定時制統廃合 *石川:高等学校の再編整備に関する基本方針
 長野:松本筑摩高校(2部制) 名古屋:中央高校(2部制) 青森:尾上総合高校・八戸工業高校・弘前工業高校・五所川原高校・黒石高校・弘前中央高校・三沢高校・田名部高校(単位制) 山形:米沢工業高校(単位制) 愛知:起工業高校(単位制) 岡山市:岡山後楽館高校(単位制) 玉野市:玉野備南高校(単位制) 佐賀:鳥栖工業高校・有田工業高校・伊万里商業高校(単位制)
- 00年 *青森:県立高等学校教育改革第一次実施計画・3部制導入・定時制工業の学科統合 *岩手:県立高等学校新整備計画前期計画 *神奈川:県立高校改革推進計画前期実施計画・新しいタイプの高校 *静岡:静岡県立高等学校長期計画 *愛媛:愛媛県高等学校教育検討委員会・本校10人分校5人2～3年続くと統合検討
 岐阜:華陽フロンティア高校(3部制) 広島:芦品まなび学園高校(3部制) 青森:青森工業高校(単位制) 埼玉:大宮工業高校・川口工業高校・川越工業高校(単位制) 東京:桐ヶ丘高校(単位制) 石川:加賀聖城高校・小松北高校・羽松高校・七尾城北高校・輪島高校・県立工業高校(単位制) 金沢市:市立工業高校(単位制) 山梨:吉田高校・谷村工業高校・山梨高校・巨摩高校・韮崎高校・都留高校(単位制) 豊橋市:市立豊橋高校(単位制) 三重:四日市工業高校(単位制) 長崎:鳴滝高校(単位制)
- 01年 *宮城:県立学校将来構想 *秋田:第5次秋田県高等学校総合整備計画・定時制基幹校の設置等の将来構想とフリースクールの空間の設置を具体化 *愛知:県立高等学校再編整備基本計画・単位制による複数部 *兵庫:県立高等学校教育改革第1次実施計画・定時制募集停止・多部制設置
 福島:郡山萌世高校(2部制) 富山:雄峰高校(3部制) 兵庫:西宮香風高校(3部制) 山形:新庄北高校・鶴岡工業高校・酒田商業高校(単位制) 東京:世田谷泉高校(単位制) 新潟:荒川高校(単位制) 富山:新川みどり野高校・となみ野高校(単位制) 石川:津幡高校(単位制) 三重:松阪工業高校・鳥羽高校(単位制) 鳥取:倉吉東高校(単位制)
- 02年 *茨城:県立高等学校再編整備の基本計画・定時制単位制高校・昼夜開講制 *群馬:再編整備計画前期・フレックススクール *千葉:県立高等学校再編計画・第1期実施プログラム・3部制高校定時制統廃合 *東京:都立高校改革推進計画新たな実施計画・昼夜間定時制・定時制統廃合 *岐阜:県教育委員会「生徒いきいきプラン」整備方針及び実施計画 *三重:県立高等学校再編活性化基本計画第一次実施計画 *広島:県立高等学校再編整備基本計画・通信制を併せ持つ新しいタイプの定時制 *横浜市:市立高等学校再編整備計画・3部制高校設置 *名古屋市:今後の市立高校の在り方研究会議・昼間定時制を3部制に
 横浜:横浜総合高校(3部制) 広島:広島工業高校(単位制) 秋田:角館高校(単位制) 新潟:出雲崎高校(単位制) 三重:名張高校(単位制) 広島:三原高校・甘日市高校(単位制) 広島市:広島工業高校・大手町商業高校(単位制)
- 03年 *新潟:中長期高校再編整備計画・単位制・夜間定時制募集停止 *京都:府立高校改革推進計画 *大阪:府立高等学校特色づくり・再編整備計画・定時制統廃合・単位制 *兵庫:県立高等学校教育改革第一次実施計画・定時制募集停止・多部制設置
 兵庫:飾磨工業高校(3部制) 広島:福山誠之館高校・広島観音高校・松永高校(単位制)・因島高校・広島国泰寺高校・広高校・呉三津田高校・福山葦陽高校・海田高校・大柿高校大君分校・可部高校・賀茂高校・竹原高校・三次高校・福山工業高校・呉工業高校・宮島工業高校(単位制) 鹿児島:開陽高校(単位制)

制) 秋田:大館高校・本荘高校(単位制) 横須賀市:横須賀総合高校(単位制) 大阪:咲洲高校(単位制) 倉敷市:倉敷翔南高校(単位制) 福岡:ひびき高校(単位制)

04年 *地方教育行政の組織並びに運営

*宮城:県立高校の後期の再編について・昼夜間開講型単位制高校の設置・定時制高校等の見直し *埼玉:「21世紀いきいきハイスクール推進計画中期・定時制統廃合・定時制独立校 *千葉:県立高等学校再編計画・第2期実施プログラム・3部制高校・定時制統廃合 *神奈川:県立高校改革推進計画後期実施計画・新しいタイプの高校・定時制課程改編 *三重:県立高等学校再編活性化基本計画第2次実施計画・定通ネットワーク *京都:府立高校改革推進計画(Ⅱ) *高知:県立高等学校再編計画第1次実施計画・多部制設置・定時制募集停止 *神戸市:市立高校の将来像調査研究会・神戸工科高等学校設置
新潟:堀之内高校(2部制) 石川:金沢中央高校(3部制) 山梨:ひばりが丘高校(2部制) 三重:伊勢まなび高校(3部制) 鳥取:鳥取緑風高校(3部制) 東京:六郷工科高校(単位制) 神奈川:川崎高校・小田原高校(単位制) 新潟:新潟翠江高校・高田南高校・堀之内高校(単位制) 宮崎:富島高校(単位制) 福島:いわき翠の杜高校(単位制) 東京:大江戸高校(単位制) 山梨:甲府工業高校(単位制) 岐阜:東濃フロンティア高校(単位制) 倉敷市:真備陵南高校(単位制) 宮崎:宮崎工業高校・都城泉ヶ丘高校・宮島高校(単位制) 仙台市:仙台凶南萩陵高校(単位制)

05年 *岩手:県立高等学校新整備計画後期計画 *山形:県立高校教育改実施計画・単位制高校 *栃木:県立高等学校再編基本計画・定時制統合・学悠館高校とフレックス・ハイスクールへ再編・定時制工業高校の再編 *福井:第1回県立高校再編整備検討会・第2回県立高校再編整備検討会 *長野:高等学校改革プラン推進委員会設置 *静岡:静岡県立高等学校第2次長期計画・単位制夜間定時制適性配置 *京都:府立高校改革推進計画に基づく第3次実施計画 *香川:県立高校の再編整備基本計画後期計画・単位制・三修制に再編適性配置 *高知:県立高等学校再編計画第1次実施計画・多部制設置・定時制募集停止 *佐賀:県立高等学校再編整備第1次実施計画

宮城:東松島高校(3部制) 茨城:鹿島灘高校(2部制) 栃木:学悠館高校(2部制) 群馬:太田フレックス高校(2部制) 埼玉:戸田翔陽高校(3部制) 東京:一橋高校(3部制) 鳥取:米子白鳳高校(2部制) 岡山:鳥城高校(2部制) 秋田:秋田明徳館高校(単位制) 高知:大方高校(単位制) 栃木:宇都宮工業高校・宇都宮商業高校・鹿沼商工高校・足利工業高校・真岡高校・大田原東高校・矢坂東高校(単位制) 東京:六本木高校・砂川高校(単位制) 神奈川:厚木清南高校(単位制) 岐阜:飛騨高山高校(単位制) 滋賀:瀬田高校(単位制) 大阪:桃谷高校・箕面東高校・東住吉総合高校・成城高校・和泉総合高校・西野田高校・今宮工科高校・茨木工科高校・藤井寺工科高校・堺工科高校・佐野工科高校・桜塚高校・春日丘高校・大手前高校・寝屋川高校・布施高校・三国丘高校(単位制) 高知:大方高校(単位制)

06年 *北海道:「新たな高校教育に関する指針」・多部制・単位制高校設置の検討・1学年の在籍者が10人未満 *秋田:第5次秋田県高等学校総合整備計画後期計画 *富山:県立高校将来構想の基本的な方向について *長野:高等改革プラン実施計画策定 *和歌山:県立高等学校再編整備第1期実施プログラム・南紀高校昼間部設置 *熊本:高等学校教育整備推進・単位制統合 *宮崎:宮崎県立高等学校再編整備(中期)・全ての定時制を単位制に *仙台市:市立高等学校再編整備・昼夜2部制単位制高校・専門高校規模縮小

青森:北斗高校(3部制) 千葉:松戸南高校(3部制) 静岡:浜松太平台高校(3部制) 和歌山:南紀高校(2部制) 宮崎:延岡青朋高校(2部制) 秋田:横手高校(単位制) 千葉:千葉高校・千葉工業高校・船橋高校・市川工業高校・行徳高校・東葛飾高校・野田中央高校・佐倉東高校・佐原高校・銚子商業高校・匝瑳高校・東金高校・長生高校・長狭高校・館山高校・木更津高校(単位制) 習志野市:市立習志野高校(単位制) 東京:浅草高校・青梅総合高校(単位制) 神奈川:神奈川総合産業高校(単位制) 中津川市:阿木高校(単位制) 三重:北星高校(単位制) 山口:山口高校(単位制) 高知:中芸高校(単位制)

07年 *定時制・通信制チャレンジ事業

- *群馬:再編整備計画後期 *奈良:県立高校再編計画・2校を1校に統合 *大分:高校改革推進計画・独立単位制高校 *京都市:市立工業高校改革・基本方針・統合再編・デュアルシステムなど新しいシステムの昼間定時制
- 08年 *「教育振興基本計画」閣議決定・社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てること
- *奈良:県立高校再編計画・2校を1校に統合・3部制単位制高校・定時制と通信制を統合
 埼玉:狭山緑陽(2部制) 長野:箕輪進修館(3部制) 宮城:田尻さくら高(2部制) 札幌市:大通高(3部制)
- 09年 *埼玉:「21世紀いきいきハイスクール推進計画後期・定時制統廃合・定時制独立校
 長野:松本筑摩高(3部制) 仙台市:仙台大志高(2部制)

(資料5:文部科学省による定時制・通信制課程) 文部科学省のホームページより抜粋

定時制・通信制課程についての制度の概要

高等学校の定時制・通信制課程は、学校教育法制定時(昭和23年)から設けられている制度で、創設の趣旨としては、

- 定時制の課程 中学校を卒業して勤務に従事するなど様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対して高校教育を受ける機会を与える。
- 通信制の課程 全日制・定時制の高校に通学することができない青少年に対して、通信の方法により高校教育を受ける機会を与える。

こととされています。近年においては、従来からの勤労青少年に加えて、全日制課程からの転・編入学する方や過去に高校教育を受けることができなかった方など多様な入学動機や学習歴を持つ方が増えてきています。

定時制・通信制課程の特徴

定時制及び通信制課程の設置については、学校教育法に定められているほか、定時制・通信制課程のみに設けられている各種制度については、学校教育法施行規則等様々な法令に定められています。

① 定時制・通信制課程の定義

学校教育法第4条において、定時制課程は「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程」、通信制課程は「通信による教育を行う課程」と定められています。なお、通信制課程における教育の方法等については、「高等学校通信教育規程」に定められています。

② 定時制・通信制課程のみに認められている各種制度

○ 技能連携制度(学校教育法第45条の2)

定時制又は通信制課程に在学する生徒が、技能教育施設(都道府県教育委員会が指定)で教育を受けている場合、当該施設における学習を高校の教科の一部の履修とみなすことができる制度。

→関係法令学校教育法施行令第32条～第38条、技能教育施設の指定等に関する規則

○ 定通併修制度(高等学校通信教育規程第12条)

定時制課程に在学している生徒が自校あるいは他校の通信制課程で一部の科目の単位を修得した場合、あるいは、通信制課程に在学している生徒が自校の定時制もしくは他校の定時制か通信制課程で

単位を修得した場合、当該修得した単位を卒業に必要な単位に含めることができる制度。

定時制課程に在学している生徒が他校の定時制課程で学んだ場合は、学校間連携（学校外における学修の単位認定のページを参照）となります。]

○ 単位制高校における取扱い（単位制高等学校教育規程）

定時制・通信制課程の単位制高校についてのみに認められている制度としては、入学者選抜の方法や休業日を高校の設置者が定めることができることなどがあります。

○ 高等学校学習指導要領上の主な取扱い

◇実務代替

職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、その教科・科目と密接に関係する職業に従事している場合、教科・科目の履修と同様の成果があると認められるときは、その実務をもって、各教科・科目の履修に代えることができる制度。

◇通信制の課程における教育課程の特例

通信制課程における教育課程については、高等学校学習指導要領第1章第8款に、各教科・科目の単位修得に必要な添削指導及び面接指導の回数の標準などが定められています。

定時制・通信制課程における最近の制度改正

○ 高等学校学習指導要領の一部改正について【平成15年4月30日付け平成15年文部科学省告示第76号】

情報通信技術の進展に対応し、通信教育の可能性をより発展させるために、高等学校学習指導要領第1章総則第8款「通信制の課程における教育課程の特例」の4について、インターネットなどの多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合、面接指導の時間数又は特別活動の時間数の一部を免除することができるように改正を行いました。

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第8款 通信制の課程における教育課程の特例</p> <p>4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われる<u>ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習</u>を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第8款 通信制の課程における教育課程の特例</p> <p>4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われる<u>ラジオ放送又はテレビ放送</u>を取り入れた場合で、生徒がその放送を視聴し、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、<u>ラジオ放送又はテレビ放送</u>についてそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。</p>

- ・ なお、上記取扱いについては、高等学校学習指導要領の一部改正について(通知)をご参照ください。

多部制の定時制課程

単位制高等学校教育規程第6条においては、履修形態の多様化・弾力化を図るために、定時制・通信制課程の単位制高校においては、多様な科目を開設し、昼夜開講制など複数の時間帯や特定の時期において授業を実施するよう努めることとされています。

また、定時制課程は、学校教育法第4条に定められているとおり、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程であり、1日の内に、特定の時間帯で授業を行う課程を複数組み合わせることで、午前から夜間にいたるまで常時科目を開設し、生徒の生活パターン等に合わせた科目の履修が可能となります。これが、いわゆる「多部制の定時制課程」と呼ばれています。

【概念図：3部制の例】

午前4時間の定時制課程 Ⅰ部	午後4時間の定時制課程 Ⅱ部	夜間4時間の定時制課程 Ⅲ部
-------------------	-------------------	-------------------

※Ⅰ部に在籍している生徒が、Ⅱ部あるいはⅢ部で開設されている科目も履修できるようにし、定時制課程においても、3年間で卒業することを可能とする。

単位制高校について 制度の概要

単位制高校は、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる高校です。昭和63年度から定時制・通信制課程において導入され、平成5年度からは全日制課程においても設置が可能となっています。

単位制高校の特色としては、

- ・自分の学習計画に基づいて、自分の興味、関心等に合った科目を選択し学習できること。
- ・学年の区分がなく、自分のペースで学習に取り組むことができること。

などが挙げられます。

○ 導入の趣旨

定時制・通信制課程における単位制高校の導入は、生涯学習の観点から、誰でも、いつでも、必要に応じて高校教育を受けることができるようにすることを趣旨としています。一方、全日制課程における単位制高校の導入は、生徒の個に応じた教育を推進するため、生徒の選択幅を拡大することを趣旨としています。

単位制高等学校に関する法令等

単位制高等学校の設置に関する根拠法令は、学校教育法施行規則と単位制高等学校教育規程に定められています。

① 学校教育法施行規則における関係規定

第64条の3 高等学校においては、第65条第1項で準用する第27条(各学年の課程の修了に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程の定めるところによる。

② 単位制高等学校教育規程における取扱い

○ 入学者選抜の方法【第2条関係】

高校の入学者選抜の方法は、学校教育法施行規則(以下「規則」と表記します。)第59条で、調査書及び学力検査により行うことを原則とされていますが、多様な生徒を受け入れるという観点から、定時制・通信制課程の単位制高校の入学者選抜の方法については、高等学校の設置者が定めることとされています。

○ 入学及び卒業の時期【第3条関係】

高校の入学及び卒業の時期は、規則第65条(第

44条準用)で、入学は4月、卒業は3月と定められています。単位制高校では学期の区分に応じて入学及び卒業が可能となっています。

○ 科目の開設【第6条関係】

多様化・弾力化を図るため、定時制・通信制課程の単位制高校においては、多様な科目を開設し、昼夜開講制など複数の時間帯や特定の時期において授業を実施するよう努めることとされています。

○ 過去に在学した高校で修得した単位【第7条関係】

生徒が過去に高等学校に在学して単位を修得しているときは、その単位を加算して全課程の修了

の認定を行うことが可能となっています。

○ 休業日の設定【第8条関係】

定時制・通信制課程の単位制高校においては、必要に応じて土日コースを設けることができるよう、休業日を教育委員会の判断で定めることが可能となっています。

○ 科目履修生【第9条関係】

定時制・通信制課程の単位制高校においては、特定の科目の履修のみを目的とする科目履修生を受け入れることができ、また、科目履修生であった者が高校に入学した場合は、科目履修生としての履修を高校の履修と見なして単位を認定することが可能となっています。

定時制・通信制チャレンジ事業

多様なニーズに対応する教育の場として、定時制・通信制課程の改善・充実が強く求められていることにかんがみ、学校間はもとより、産業界、地域社会、大学等との連携・協力のもと、社会や生徒のニーズに応じた定時制・通信制課程の改善・充実事業を実施しています。

定時制・通信制チャレンジ事業実施要項

平成19年1月23日 初等中等教育局長決定

1 趣旨

多様なニーズに対応する教育の場として、定時制・通信制課程の改善・充実が強く求められていることにかんがみ、学校間はもとより、産業界、地域社会、大学等との連携・協力のもと、社会や生徒のニーズに応じた定時制・通信制課程の改善・充実を図るための実践研究を行う。

2 実践研究課題

都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会(以下「都道府県等の教育委員会」という。)は、以下に示す課題例を参考に、実践研究課題を設定する。

(実践研究テーマの例)

(1) 授業開設形態の多様化

・生徒の生活実態に応じた二部制・三部制の授業開設形態、単位制の導入

(2) 履修形態の多様化・弾力化

・就業体験や技能審査、大学等での学修など学校

外学修の単位認定の活用

(3) 学校間の連携の強化

・定時制と通信制の併修、定時制相互及び全日制との学校間連携の活用

(4) 特色ある教育課程の編成

・多様な生徒のニーズや進路希望等に応じた科目の開設

・複数の学校の連携による多様な選択科目の開設

(5) 生徒の学習意欲や目的意識を高めるための指導内容・方法の工夫

・基礎的な学力を高めるための指導方法の改善
・社会人講師等を活用した授業の活性化
・勤労青年の知識や技能を生かすことのできる科目や総合的な学習の時間の展開
・資格取得や様々な競技会への挑戦(体育的・文化的活動の充実)

・ガイダンスや教育相談体制の充実

(6) 学校運営の工夫等

・学校間や関係機関等との連携による教育活動を展開するための学校運営の工夫
・教員の資質向上に向けた研修

(7) 社会人への教育機会の提供

・単位制高等学校における定時制・通信制課程の科目履修生制度の活用

以下、略



発行：2010年3月
日本高等学校教職員組合
日高教定通部